

Q13 学力検査問題にルビを振ることができるのは、外国籍の場合だけですか。

A13 国籍を問わず、日本に入国後6年以内で、日本語指導を必要とする志願者は、都立高校共通問題で学力検査を実施する高校を志願する場合、又は、在京外国人生徒対象の高校を志願する場合、申請により、ひらがなのルビ（ふりがな）を振った検査問題での受検が可能です。
申請は、在学する中学校を通して行うこととなりますので、詳しくは、中学校の先生に確認してください（現在中学校に在学していない場合は、志願する都立高校に問い合わせてください。）。

Q14 中学校を卒業後、都外へ引っ越すことが決まっていますが、全日制の都立高校に応募できますか。

A14 応募することはできません。
全日制の都立高校への応募は、都内に保護者（A17の※1参照）と同居し、入学後も引き続き都内から通学することが確実であることが条件です。
中学校を卒業後、都外へ引っ越すことが決まっていて公立高校の受検を希望する場合は、引っ越し先の道府県の公立高校に応募することになります。
なお、定時制の都立高校へは、志願者が都内に住所又は勤務先があれば応募することができます。

Q15 現在、一家で都外に住んでおり、母とともに都内に転入（父は単身赴任で別居（都外））する予定ですが、全日制の都立高校に応募できますか。

A15 A17の「特別の事情（A17の※2参照）」に該当しない場合には、保護者（A17の※1参照）と都内に転入しなければ、全日制の都立高校に応募することはできません。
なお、都立高校に応募する場合には、出願時に、転居前の道府県の公立高校を志願しないことを証明する書類・転居を証明する書類などの提出が必要です。
また、定時制の都立高校へは、志願者が都内に住所又は勤務先があれば、応募することができます。

Q16 現在海外に住んでいますが、全日制の都立高校に応募できますか。

A16 日本人学校（在外教育施設）や現地の学校などにおいて、学校教育における9年の課程を修了する見込み又は修了した生徒については、入学日までに保護者（A17の※1参照）と都内に転入することが確実な場合には、どの都立高校にも応募することができます。
また、三田高校、竹早高校、日野台高校及び国際高校では、一定の応募資格の下、海外帰国生徒等対象の入試（4月入学・9月入学）を実施しています。
詳しくは各高校又は裏表紙に記載してある都立高校入試相談コーナーに問い合わせてください。

Q 13 只有外籍考生可以使用标有日语假名的学力测试试题吗？

A 13 不分国籍，只要到日本6年以内、需要日语指导的考生，若报名使用都立高中共通试题进行学力测试的高中，或报名招收居住在东京的外国学生的高中，通过申请，可以使用标有日语假名（平假名）的测试试题。

需通过所在初中进行申请。详情请向所在初中的老师确认（若现在未就读初中，请咨询要报考的都立高中。）

Q 14 已决定初中毕业后迁居到东京都外时，可报考全日制高中吗？

A 14 不能报考。

报考全日制都立高中的条件是确实与监护人（参考A17※1）一起居住在都内，而且入学后仍继续从都内上学。如果初中毕业后将迁居到东京都外，并希望报考公立高中时，应报考迁居地的公立高中。

另外，如果考生在都内有住所或所属公司，则可以报考定时制都立高中。

Q 15 现在，全家都住在东京都外，计划和母亲一起迁居到都内（父亲单身赴任在都外），这样是否可以报考全日制高中呢？

A 15 若不符合A17的“特殊情况（参考A17※2）”，无法与监护人（参考A17※1）迁居到都内，则不能报考全日制都立高中。

请注意，如报考都立高中，在申请时需要提交该考生未报考迁居前所在道府县公立高中的证明材料以及迁居证明文件等。

另外，如果考生在都内有住所或所属公司，则可以报考定时制都立高中。

Q 16 现在住在海外，可以报考全日制都立高中吗？

A 16 就读于日本人学校（在外教育设施）或当地学校等，预计或已经修满学校教育中9年课程的学生，到入学日为止，确实与监护人（参考A17※1）迁居到都内，即可报考任何一所都立高中。

三田高中、竹早高中、日野台高中以及国际高中，在设定若干报考条件的基础之上，实施面向海外归国学生的入学考试（4月入学、9月入学）。

详细情况请咨询各个学校或刊载于封底的都立高中入学考试咨询处。

Q17 現在都外に住んでいますが、全日制の都立高校に応募できますか。

A17 入学日までに保護者(※1)と都内に転入することが確実な場合には、どの都立高校にも応募することができます。ただし、一時的に都内に転入することがあっても、入学後再び都外に、志願者、保護者又は志願者と保護者が転居する予定のある場合には、応募することはできません。

また、保護者が父母である場合であって、特別の事情(※2)により父母のどちらか一方が都内に転居できない場合は、その理由を明記するとともに必要な書類を提出して審査を受けた上で、応募資格を認められることがあります。どのような場合でも認められるということではありません。

応募資格や必要な手続の詳細については、裏表紙に記載してある都立高校入試相談コーナーに問い合わせてください。

※1 保護者とは、本人に対し親権を行う者であって、原則として父母のことを言います。

※2 特別の事情の考え方

「特別の事情」とは、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合です。

(1) 父母のどちらか一方の都内に転入することができない理由が、介護、病気療養(又は出産)のためであり、志願者にとって、都内に転入(在住)する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合

※ 病気療養については、志願者の保護者及び志願者の兄弟姉妹が病気療養中である場合を対象とします。

(2) 父母のどちらか一方の都内に転入する理由が、介護のためであり、志願者にとって、都内に転入する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合

※ 介護については、志願者の2親等内の親族が、要介護2、3、4、5である場合を対象とします。要介護1、要支援1、2である場合、対象とはなりません。

(3) 日本国籍を有する志願者の父母のどちらか一方の都内に志願者と同居できない理由が、海外勤務の継続のためであり、志願者にとって、海外から都内に転入又は都内に在住する一方の保護者と同居した方が身上監護を受けられる場合。ただし、父母の両方が帰国できない場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいること、保護者(保護者が父母である場合は、父又は母の一方でよい。)が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが必要です。

◆ 応募資格が認められる事例

事例1 中学3年生である志願者は、一家でA県に在住しており、要介護5の認定を受けている祖父と同居している。父に都内勤務の命令が出され、A県からの通勤が困難なことから父のみが都内に転居することになった。母は、引き続き、祖父の介護に専念する必要があることから、父及び母は、志願者が父と同居する方が身上監護を受けられると判断し、中学校卒業を機に、志願者は父と都内で同居することとした。

事例2 中学3年生である志願者は、一家でB県に在住している。都内に在住する母方の祖母が要介護3の認定を受けたので、母は祖母を介護するため、都内の祖母宅で同居することとした。父は仕事の関係でB県に残らなければならないことから、父及び母は、志願者が母と同居する方が身上監護を受けられると判断し、中学校卒業を機に、志願者は母と都内の祖母宅で同居することとした。

事例3 中学3年生である志願者は、一家でC県に在住し、祖母と同居している。母が病気療養中でC県内の病院に入院している中で、父に都内転勤の命令が出され、C県からの通勤が困難なことから父のみが先に都内へ転居した。母は令和6年4月1日以降も、C県内の病院に入院する予定であることから、父及び母は、志願者が父と同居する方が身上監護を受けられると判断し、中学校卒業を機に、志願者は父と都内で同居することとした。母は、病気が回復し次第、都内に転居する予定である。

※ 応募資格審査及び応募資格審査に係る提出書類について、詳しくは、11月上旬に発行予定の「令和6年度東京都立高等学校応募資格審査取扱要項」を確認してください。

Q 17 目前未住在东京都内，可报考全日制高中吗？

A 17 到入学日为止，确定与监护人（※1）迁居到东京都内的话，即可报考任何一所都立高中。但是，考生、监护人或考生和监护人只是暂时迁居到东京都内，入学后计划再度迁居到都外的话，则不能报考。

另外，监护人为父母时，根据特殊情况（※2）规定，若父母中的一方无法迁居到东京都，要写明理由，并提交所需材料，在接受审查之后，才能认定报考资格。并非所有情况都能够获得报考资格的认定。

关于报名资格及所需手续的详情，请咨询刊载于封底的都立高中入学考试咨询处。

※1 监护人是指对本人拥有监管权的人，原则上指父母。

※2 特殊情况

“特别事项”是指符合以下(1)~(3)中的任意一种情况。

(1) 考生父母中的一方，因护理、生病疗养（或分娩）等原因无法迁入东京都内，但考生能够受到迁入（居住）东京都内与考生共同生活的另一方监护人的实际监护

※ 生病疗养是指，考生的监护人及考生的兄弟姐妹正在生病疗养的情况。

(2) 父母中的一方因护理的原因而迁入东京都内，考生能够受到迁入东京都内且与考生共同生活的一方监护人的实际监护

※ 护理对象为考生二等亲内的亲属，且需护理等级为2、3、4、5级的情况。

需护理等级1级、需支援等级1、2级的情况都不在该范围内。

(3) 拥有日本国籍的考生，其父母中的一方由于海外工作的原因而无法与该考生共同生活在东京都内，而已迁入或居住在都内的另一方监护人可与该考生共同生活并实行监护。但是，若父母双方都不能回日本，考生必须有居住在东京都内的代理监护人，且需要监护人（监护人为父母时，任意一方均可）在考生入学后的一年内回国，并与考生在东京都内共同生活。

◆ 认定具有报考资格的事例

事例 1 初中3年级的考生，全家在A县居住，与被认定为需护理等级5级的祖父共同生活。父亲接到公司命令去东京都内工作，由于从A县上班存在困难，因此父亲一人迁入东京都内。母亲由于需要继续全身心地护理祖父，其父母判断考生与父亲共同生活能够接受到实际监护，故在考生初中毕业之际决定让考生与居住在东京都内的父亲共同生活。

事例 2 初中3年级考生，全家在B县居住。由于居住在东京都内的外婆被认定为需护理等级3级，母亲为照顾外婆，而决定与东京都内的外婆共同生活。父亲由于工作原因，必须留在B县，因此父母判断考生与母亲共同生活能够受到实际监护，故在考生初中毕业之际决定让考生与母亲共同生活在东京都内的外婆家。

事例 3 初中3年级的考生，全家在C县居住，与祖母共同生活。母亲因生病疗养，住在C县内的病院。父亲接到公司命令去东京都内工作。由于从C县上班存在困难，因此父亲先一人迁入东京都内。其母亲由于2024年4月1日之后仍需要在C县内的医院住院，因此父母判断考生与父亲共同生活能够受到实际监护，故在考生初中毕业之际决定让考生与父亲在东京都内共同生活，其母亲病愈后也计划迁入东京都内。

* 报考资格审查及相关所需资料，请参阅将于11月上旬发行的《2024年度东京都立高中报考资格审查说明事项》。